

大 気 関 係

届 出 の し お り

吹田市大気総量規制に係る使用計画届出要領
窒素酸化物総量規制（NO_x） 編

固定発生源窒素酸化物に係る総量削減指導要領 編

令和4年12月

吹田市環境部環境保全指導課

はじめに

この冊子では、「大気汚染防止法(以下「法」という。)」に基づく窒素酸化物の総量規制(以下「総量規制」という。)及び「吹田市固定発生源窒素酸化物に係る総量削減指導要領(以下「指導要領」という。)」について説明しています。

窒素酸化物については、法においてばい煙発生施設ごとに排出基準(濃度基準)が定められています。総量規制及び指導要領は工場・事業場ごとに定められた基準です。

なお、総量規制の基準等については法で、届出については、吹田市で定めた「吹田市大気総量規制に係る使用計画届出要領(以下「届出要領」という。)」と指導要領で規定されています。

目次

| | | |
|-------|---------------------|----|
| 1 | 届出対象 | 1 |
| | 【総量規制】 | 1 |
| | （1）指定地域 | 1 |
| | （2）特定工場等 | 1 |
| | 【指導要領】 | 1 |
| | （1）対象区域 | 1 |
| | （2）対象工場等 | 1 |
| 2 | 基準 | 2 |
| 3 | 届出の種類と提出時期 | 3 |
| 4 | 届出書の作成要領 | 3 |
| | （1）事前相談 | 3 |
| | （2）届出書の提出先 | 3 |
| | （3）受理 | 3 |
| | （4）届出に必要な書類 | 3 |
| | （5）届出書の記載方法 | 4 |
| | ア届出書（表紙）の記載例、記載上の注意 | 5 |
| | イ別紙2の記載例、記載上の注意 | 8 |
| | ウ附表の記載例、記載上の注意 | 13 |
| 参考-1. | 原燃料の量の重油への換算方法 | 15 |
| 参考-2. | 窒素酸化物に係るばい煙発生施設 | 17 |
| 参考-3. | 施設係数 | 23 |

1 届出対象

【総量規制】

届出対象は、指定地域に特定工場等を設置している者及び設置しようとする者です。

(1) 指定地域

ばい煙ごとに大気汚染防止法施行令（以下「令」という。）で定められた地域のうち吹田市全域です。

(2) 特定工場等

特定工場等は、令の別表第1に掲げるばい煙発生施設のうち窒素酸化物に係るばい煙発生施設（以下、「施設（総量規制）」という。）が設置されている工場・事業場であって、当該工場・事業場に設置されるすべての施設において使用される燃料及び原料（以下「原燃料」という。）の量を重油に換算したものを合計した量が **2.0kl/h 以上** のものです。

【指導要領】

届出対象は、対象区域に対象工場等を設置している者及び設置しようとする者です。

(1) 対象区域

吹田市の区域

(2) 対象工場等

対象工場等は、指導要領の別表第1に掲げる窒素酸化物に係るばい煙発生施設（以下、「施設（指導要領）」という。）が設置されている工場・事業場であって、当該工場・事業場に設置されるすべての施設（指導要領）*において使用される原燃料の量を重油の量に換算したものを合計した量が、**1.0kl/h 以上** のものです。

2 基準

【総量規制】

| | 基準の計算式 |
|-----------------------|---|
| 基準日より前から設置された特定工場等 | $Q=0.6\{\Sigma(C \cdot V)\}^{0.95}$ |
| 基準日以降に設置または変更された特定工場等 | $Q=0.6\{\Sigma(C \cdot V) + \Sigma(C_i \cdot V_i)\}^{0.95}$ |

【指導要領】

| | 地域の区分 | 工場及び事業場の規模の区分 | 基準の計算式 |
|---|-------|---|---|
| 1 | 吹田市 | 原料及び燃料の量を重油の量に換算した数量が1時間当たり2キロリットル以上 | $Q=0.6\{\Sigma(C \cdot V) + \Sigma(C_i \cdot V_i)\}^{0.95}$ |
| | | 原料及び燃料の量を重油の量に換算した数量が1時間当たり1キロリットル以上2キロリットル未満 | $Q=0.6\{\Sigma(C \cdot V) + \Sigma(C_i \cdot V_i)\}$ |

この式において、 Q 、 C 、 V 、 C_i 、及び V_i は、それぞれ次の値を表す。

Q 排出が許容される窒素酸化物の量（総量規制）、指導基準（指導要領）

（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

C 特定工場等に基準日前から設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに総量規制別表第4に定める施設係数

C_i 特定工場等に基準日以後に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに総量規制別表第4に定める施設係数

V 特定工場等に基準日前から設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

V_i 特定工場等に基準日以後に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

| 施設の種類 | 基準日 |
|--|------------|
| 法施行令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10㎡未満のもの | 昭和60年9月10日 |
| 法施行令別表第1の29の項に掲げるガスタービン及び30の項に掲げるディーゼル機関 | 昭和63年2月1日 |
| 法施行令別表第1の31の項に掲げるガス機関及び32の項に掲げるガソリン機関 | 平成3年2月1日 |
| 上記以外の指定ばい煙に係るばい煙発生施設 | 昭和57年11月1日 |

3 届出の種類と提出時期

【総量規制・指導要領】

| 届出の種類 | 届出の区分 | 提出時期 |
|--------------------|--|-------------------|
| 届出要領、指導要領に基づく使用計画届 | 特定工場等(対象工場等)の設置 | 原則として着工予定日の60日前まで |
| | ばい煙発生施設の設置又は変更 | 原則として着工予定日の60日前まで |
| | ばい煙発生施設の廃止(廃止により特定工場等(対象工場等)でなくなる場合を含む。) | 廃止した日から30日以内 |
| | 政令の改正により新たに特定工場に該当したとき(経過措置) | 当該要件が発生した日から30日以内 |

備考) 特定工場等(対象工場等)について承継があった場合には、承継後の規模に基づき窒素酸化物総量規制(指導要領)の「窒素酸化物に係るばい煙発生施設の使用計画」の届出等を行うこと。

4 届出書の作成要領

(1) 事前相談

吹田市環境保全指導課では、届出書の作成や提出、届出の受理、工事着工、設置後の施設の管理などが円滑に行われるよう届出書提出前の事前相談を行っています。

例えば、届出書に不備があると受理できないために、工事の着工が遅れたり、計画していた施設が規制基準に適合していないことによる計画変更命令を受けることがあります。これを防ぐためにも、事前に相談いただきますようお願いします。

(2) 届出の提出先

届出書の提出先は、吹田市環境保全指導課です。届出書に記載するあて先は吹田市長宛、届出部数は、2部です。

(3) 受理

届出が受理された後、提出された写しのうち1部が返戻されます。これらの書類は、大切に保管してください。

(4) 届出に必要な書類

【総量規制】 【指導要領】

| 届 出 書 及 び 別 紙 等 | 備 考 |
|------------------------------|----------------------|
| 総量規制等に係るばい煙発生施設使用計画届出書 | |
| 別紙2 (窒素酸化物に係るばい煙発生施設の使用計画) | 廃止により特定工場等でなくなる場合は不要 |
| 附表 施設別NO _x データ整理表 | 施設管理値を変更する場合必要 |
| 委任状 | 代表者以外が届出を行う場合必要 |

(5) 届出書の記載方法

ア 届出書(表紙)の記載例、記載上の注意

総量規制等に係るばい煙発生施設使用計画届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

吹田市長 様

届出者 住所 吹田市泉町〇-〇-〇
氏名 〇〇興業株式会社
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

■ 吹田市大気総量規制に係る使用計画届出要領第3条 (いおう酸化物に係る届出) 同 (窒素酸化物に係る届出)

□ 吹田市固定発生源窒素酸化物に係る総量削減指導要領第4条

■ 吹田市固定発生源窒素酸化物に係るばい煙発生施設の使用計画について、次のとおり届け出ます。

| | |
|-----------------------|---------------|
| ふりがな | 〇〇こうぎょう |
| 工場又は事業場の名称 | 〇〇興業株式会社 吹田工場 |
| 工場又は事業場の所在地 | 吹田市〇〇町〇-〇 |
| 担当部署名及び電話番号 | |
| いおう酸化物に係るばい煙発生施設の使用計画 | 別紙1のとおり |
| 窒素酸化物に係るばい煙発生施設の使用計画 | 別紙2のとおり |
| ※以下の欄は記入しないでください。 | |
| ※整理番号 | |
| ※受理年月日 | |
| ※工場又は事業場番号 | |
| ※審査結果 | |
| ※備考 | |

※受付印

届出書（表紙）の記載上の注意事項

| | | |
|---|------------|---|
| 1 | 届出者 | <p>届出者の欄の記載方法は、次の（１）から（３）に掲げるとおりとすること。</p> <p>（１）法人（株式会社等）の場合 本社所在地、名称及び代表者の職、氏名を記載すること。ただし、代表者でないものが届出を行う場合は、権限の執行を代表者から委任されたことを証する書面（委任状）１通を添付し、届出者の欄には、委任された者について記載すること。（工場長に委任された場合は、工場の所在地、工場名、工場長の職、氏名を記載すること。）</p> <p>（２）個人の場合 事業主の住所、氏名を記載すること。</p> <p>（３）非法人の団体の場合 団体の代表者の住所、氏名を記載すること。</p> <p>（４）官公署（国、地方公共団体等）の場合 当該組織の所在地、名称、最高責任者の職（知事、教育長、水道企業管理者等）、氏名を記載すること。ただし、法令等で管理の委託が明記されているものについては、委託されている組織の所在地、名称、最高責任者の職、氏名を記載すること。</p> <p>（注）届出者は、次の（i）及び（ii）に掲げる場合を除き、原則として施設の設置者（設置予定者）とすること。</p> <p>（i）リース及びレンタルの施設（貸工場、貸ビル内のテナント等内のものを含む。）は、施設使用者を届出者とする。</p> <p>（ii）マンション等共有施設については、管理組合等の代表者又は共有者の代表者を届出者とする。</p> |
| 2 | 内容等 | <p>（１）届出内容（総量規制等に係るばい煙発生施設使用計画届出書） 届出の内容の該当項目を■にすること。 <例>指導要領についてのみ届出をする場合</p> <p><input type="checkbox"/>吹田市大気総量規制に係る使用計画届出要領第３条 （いおう酸化物に係る届出）</p> <p><input type="checkbox"/> 同 （窒素酸化物に係る届出）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>吹田市固定発生源窒素酸化物に係る総量削減指導要領第４条</p> |
| 3 | 工場又は事業場の名称 | <p>次の（１）、（２）に注意し、工場又は事業場の名称（個人営業の場合は、屋号）を記載すること。</p> <p>（１）名称には、ふりがなを付けること。</p> <p>（２）届出時点で名称が確定していない場合は、仮称を記載し正式な名称が確定した時点で、氏名等変更届出を提出すること。</p> |

| | | |
|---|-----------------------|--|
| 4 | 工場又は事業場の所在地 | 次の（１）及び（２）に注意し、工場又は事業場の所在地を記載すること。 （１）郵便番号を記載すること。 （２）届出時点で住居表示が確定していない場合は、仮称（〇〇地先等）を記載し、住居表示が確定した時点で報告すること。 |
| 5 | 担当部課名及び電話番号 | この届出についての連絡先（担当部又は課名等及び電話番号）を記載すること。 ＜例＞総務部労働環境課 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇（ダイヤルイン） |
| 6 | いおう酸化物に係るばい煙発生施設の使用計画 | 届出に該当しない場合は不要 別紙１のとおり |
| 7 | 窒素酸化物に係るばい煙発生施設の使用計画 | 別紙２のとおり |

別紙2の記載上の注意事項

| | | | |
|---|---------------------|--|--|
| 1 | 施設番号 | 工場・事業場（以下「工場等」と記す。）における施設の番号を記入する。（例：1号 2号 T-1 T-2 等） | |
| 2 | 施設の区分 | 法対象 | 届出要領のうち、法の対象施設については、令別表第1に示す項番号を記入する。（法対象施設以外の場合は記入不要） |
| | 施設係数に係る区分 | | 指導要領別表第3の附表2に示す区分番号を記入する。 |
| 3 | 施設の種類 | 令別表第1の施設の種類の示す施設名称を記入する。 （例：ボイラー ガス発生炉 加熱炉 等） | |
| 4 | 施設の設置年月日 | 下記のいずれかの年月日を記入する。 ・設置の届出に際して、法に基づくばい煙発生施設設置届出書又は大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」と記す。）に基づく届出施設設置届出書の別紙1（別紙1の1）に記載した「着手予定年月日」を記入する。 ・使用及び変更の届出に際して、法に基づくばい煙発生施設使用（変更）届出書又は条例に基づく届出施設使用（変更）届出書の別紙1（別紙1の1）に記載した「設置年月日」を記入する。 | |
| 5 | 原料及び燃料の最大燃焼能力（定格） | 各施設で使用する原料及び燃料の最大燃焼能力（定格値）を記入する。 （単位：液体 kL/h、気体 10 ³ Nm ³ /h、固体 t/h） | |
| 6 | 使用する原料及び燃料 | (a)種類 (b)混焼割合 各施設で使用する原料及び燃料の種類（名称）、混焼割合を記入する。 | |
| 7 | 換算係数 | 原料については指導要領別表第2の附表1に示す換算係数を、燃料については指導要領別表第2の附表2に示す換算係数と特別の換算係数が設定されている施設については、指導要領別表第2の附表3に示す特別の換算係数を記入する。 数値は、指導要領別表第2の附表1の6項及び指導要領別表第2の附表2の6項に該当する場合は、少数点以下4桁目を四捨五入すること。 | |
| 8 | 原料及び燃料使用量の重油換算値（定格） | 各施設について、「5 原料及び燃料の最大燃焼能力」と「7 換算係数」から、原料又は燃料のいずれか一方を用いてWNO _x を計算し記入する。指導要領別表第1の第4欄に示す施設については、重油の量への換算を原料の量により行う。 それ以外の施設であっても、主たる熱源が電気であり、かつ原料を用いるものについては、重油の量への換算を原料の量により行う。 数値は、少数点以下4桁目を切り捨てること。 | |

| 9 | 使用方法 | 交互 予備 休廃 止止 | <p>交互使用する施設にあつては、WNO_x の小さい方の施設を予備の施設として扱い、当該施設の「交互」を記入する。</p> <p>(1号施設と2号施設を交互使用して2号施設を予備の施設として扱う場合は2号施設の「予備」と記入する。) また、廃止した施設、休止中の施設についてはそれぞれ「廃止」「休止」と記入する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------------|-----------------------------|---|--------|-------|-----------------------------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|-------|------|-----|--------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|---|-------------------|-----|----------------|-------------------|-----|----------------|------|------|---------|------|-----|---------|------|-----|------|------|-----|
| 10 | 単位乾き 排ガス量 | G0' | <p>原則として、各施設で使用する原燃料の理論燃焼計算による乾き排出ガス量とする。ただし、次表に示す単位乾き排出ガス量を使用してもよい。</p> <table border="1" data-bbox="563 566 1369 1429"> <thead> <tr> <th>原燃料の種類</th> <th>原燃料の量</th> <th>単位乾き排出ガス量(Nm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 A重油</td><td>1 L</td><td>8.9</td></tr> <tr><td>2 B重油</td><td>1 L</td><td>9.3</td></tr> <tr><td>3 C重油</td><td>1 L</td><td>9.5</td></tr> <tr><td>4 軽油</td><td>1 L</td><td>8.8</td></tr> <tr><td>5 灯油</td><td>1 L</td><td>8.4</td></tr> <tr><td>6 一般炭</td><td>1 kg</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>7 コークス</td><td>1 kg</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>8 木材</td><td>1 kg</td><td>3.5</td></tr> <tr><td>9 木炭</td><td>1 kg</td><td>7.6</td></tr> <tr><td>10 都市ガス13A (4.5 MJ/Nm³)</td><td>1 Nm³</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>11 液化天然ガス(LNG)</td><td>1 Nm³</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>12 液化石油ガス(LPG)</td><td>1 kg</td><td>11.0</td></tr> <tr><td>13 都市ごみ</td><td>1 kg</td><td>1.9</td></tr> <tr><td>14 下水汚泥</td><td>1 kg</td><td>1.4</td></tr> <tr><td>15 紙</td><td>1 kg</td><td>4.0</td></tr> </tbody> </table> | 原燃料の種類 | 原燃料の量 | 単位乾き排出ガス量(Nm ³) | 1 A重油 | 1 L | 8.9 | 2 B重油 | 1 L | 9.3 | 3 C重油 | 1 L | 9.5 | 4 軽油 | 1 L | 8.8 | 5 灯油 | 1 L | 8.4 | 6 一般炭 | 1 kg | 7.2 | 7 コークス | 1 kg | 7.2 | 8 木材 | 1 kg | 3.5 | 9 木炭 | 1 kg | 7.6 | 10 都市ガス13A (4.5 MJ/Nm ³) | 1 Nm ³ | 9.6 | 11 液化天然ガス(LNG) | 1 Nm ³ | 9.8 | 12 液化石油ガス(LPG) | 1 kg | 11.0 | 13 都市ごみ | 1 kg | 1.9 | 14 下水汚泥 | 1 kg | 1.4 | 15 紙 | 1 kg | 4.0 |
| 原燃料の種類 | 原燃料の量 | 単位乾き排出ガス量(Nm ³) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 A重油 | 1 L | 8.9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 B重油 | 1 L | 9.3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 C重油 | 1 L | 9.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 軽油 | 1 L | 8.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 灯油 | 1 L | 8.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 一般炭 | 1 kg | 7.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 コークス | 1 kg | 7.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 木材 | 1 kg | 3.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 木炭 | 1 kg | 7.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 都市ガス13A (4.5 MJ/Nm ³) | 1 Nm ³ | 9.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 液化天然ガス(LNG) | 1 Nm ³ | 9.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 液化石油ガス(LPG) | 1 kg | 11.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 都市ごみ | 1 kg | 1.9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 下水汚泥 | 1 kg | 1.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 紙 | 1 kg | 4.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 排出ガス量 (乾き、定格、0% 換算) | | <p>「5原料及び燃料の最大燃焼能力」に、「10 単位乾き排ガス量」を乗じて求めた値を記入する。</p> <p>なお、この方法により排出ガス量の算定が難しい場合は、排出ガス量、排出ガス中の酸素濃度及び水分量の実測値又は排風機等の能力をもとに排出ガス量を決定し記入する。熱源が電気である施設(電気炉(アーク炉に限る。))を除く。)にあつては、排出ガス量を0とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-----|-------------|---|---|
| 1 2 | 総量規制基準・指導基準 | 排出ガス量 | <p>「11の排出ガス量」を以下により記入する。</p> <p>V : 指導要領別表第3の附表1に示す基準日より前に設置された施設から出される排出ガス量</p> <p>V_i : 指導要領別表第3の附表1に示す基準日以降に設置された施設から排される排出ガス量</p> <p>数値は、小数点以下4桁目を切り捨てること。</p> <p>※スクラップ・アンド・ビルドの取扱い</p> <p>基準日前に設置された対象施設を更新等のために廃止し、これに替えて対象施設を設置する場合は、当該設置される対象施設に係る $\Sigma (C_i \cdot V_i)$ のうち、当該廃止される対象施設に係る $\Sigma (C \cdot V)$ に相当する範囲を基準日前に設置されたものと同様 $\Sigma (C \cdot V)$ として取り扱う。</p> |
| | | 施設係数 | <p>指導要領別表第3の附表2に示す施設係数を記入する。</p> <p>C : 指導要領別表第3の附表1に示す基準日より前に設置された施設の施設係数</p> <p>C_i : 指導要領別表第3の附表1に示す基準日以降に設置された施設の施設係数</p> |
| | | $C \cdot V, C_i \cdot V_i$ | <p>各施設について、$C \cdot V, C_i \cdot V_i$ を計算し記入する。</p> <p>数値は、小数点以下4桁目を切り捨てること。</p> |
| | | NOx 許容排出量 Q | <p>総量規制基準及び指導要領の指導基準の算式により、NOx 許容排出量を計算し、合計の欄に記入する。</p> <p>なお、法に基づくNOx 許容排出量（総量規制基準）は、法対象施設のみ $C \cdot V, C_i \cdot V_i$ を用いて計算する。</p> <p>数値は、小数点以下4桁目を切り捨てること。</p> |
| 1 3 | 施設管理値 | N 値 | <p>施設ごとに最大窒素酸化物排出濃度（$O_2=0\%$）を記入する。</p> <p>N値は、原則として1時間の平均値とする。</p> <p>N値は、以下の条件を満足することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大NOx 排出量合計値 $\Sigma\{1/100N \cdot (V+V_i)\} \leq$ 許容排出量 Q 特定工場等にあつては、総量規制基準及び指導基準を同時に満足すること。 法対象施設のN値は、法の排出濃度基準を満足していること。 |
| | | 最大NOx排出量 $1/100N \cdot (V+V_i)$ | <p>各施設について記入欄に示す計算方法により求めた値を記入する。</p> <p>数値は、小数点以下4桁目を切り上げること。</p> |
| 1 4 | NOx 対策の内容 | <p>NOx 排出量の低減化のための対策を施設ごとに記入する。対策なしの施設の場合は、空欄とする。</p> | |
| 1 5 | 使用方法 | <p>交互使用する施設にあつては、$C \cdot V + C_i \cdot V_i$ の小さい方の施設を予備の施設として当該施設の「交互」の欄に○印を記入し、○印の内に交互使用する相手の施設の施設番号を記入する。</p> | |

| | | |
|-----|-------------|--|
| 1 6 | 法、要領対象施設の合計 | 法、要領対象施設に対する、原料又は燃料使用量の重油換算値 (WNO _x) 許容排出量 ($C \cdot V$ 、 $C_i \cdot V_i$ 、NO _x 許容排出量 Q) 最大 NO _x 排出量の合計を記入すること |
| 1 7 | K、L | NO _x 許容算定式 (2 基準) で用いた、K、L の値を記入すること K=0.6 L=1 又は 0.95 |
| 1 8 | 備考 | 施設の使用状況について変更があった場合は、その期日を記入する。 |

附表の記載上の注意事項

| | | |
|---|--|--|
| 1 | N値を設定する場合(N値を変更する場合、新たにN値を設定する施設で過去に測定実績がある場合)に添付する。 | |
| 2 | 附表は施設ごとに作成する。 | |
| 3 | 施設番号 施設の種類 | 別紙2で記入した施設番号、施設の種類を記入する。 |
| 4 | 各項目 | 整理表下部にある各項目の記入内容を参照し記入する。 |
| | 換算 NO _x 濃度(ppm) | 次の式により求め記入する。 $(\text{実測NO}_x \text{濃度(ppm)}) \times \frac{21}{21 - (\text{実測O}_2 \text{濃度(ppm)})}$ |
| | 測定法 | 測定時に採用した測定法の名称を記入する。 |
| 5 | 横軸に負荷(%)、縦軸に換算NO _x 濃度(ppm)をプロットしたグラフを貼付又は別紙として添付する。 | |

参考－ 1． 原燃料の量の重油の量への換算方法

下記に定める換算方法に従って計算します。

【総量規制、指導要領】

(1) 原料【総量規制】別表第 1、【指導要領】別表第 2 附表 1】

次の表の原料の種類欄に掲げる原料 1 キログラムにつき、それぞれ同表の重油の量の欄に掲げる量に換算する。

| | 原料の種類 | 原料の量 | 重油の量 (単位 リットル) |
|---|--|---------|--|
| 1 | 令別表第 1 の 3 の項に掲げる焼結炉において用いられる原料 | 1 キログラム | 0.23 |
| 2 | 令別表第 1 の 8 の項に掲げる触媒再生塔において用いられる原料 | 1 リットル | 0.023 |
| 3 | 令別表第 1 の 12 の項に掲げる電気炉 (アーク炉に限る。)において用いられる原料 | 1 キログラム | 0.08 |
| 4 | 令別表第 1 の 13 の項に掲げる廃棄物焼却炉において用いられる廃棄物のうち一般廃棄物 | 1 キログラム | 0.56 |
| 5 | 令別表第 1 の 13 の項に掲げる廃棄物焼却炉において用いられる廃棄物のうち下水汚泥 | 1 キログラム | 0.28 |
| 6 | 昭和 56 年環境庁告示第 82 号(以下「告示」という。)の各号に掲げる原料のうち前各項に掲げるもの以外のもの | 1 キログラム | 当該原料の量 1 キログラム当たりの処理に伴い発生する窒素酸化物の量に相当する窒素酸化物の量を排出する重油 (重油 1 リットル当たり窒素酸化物を 0.00236 キログラム排出するものとする。)の量 |

(2) 燃料【総量規制】別表第 2、【指導要領】別表第 2 附表 2】

次の表の燃料の種類欄に掲げる燃料ごとに同表の燃料の量の欄に掲げる量につき、それぞれ同表の重油の量の欄に掲げる量に、燃料の種類欄に掲げる燃料以外の燃料については、当該燃料と同量の発熱量を有する重油 (発熱量 1 キログラム当たり 43,950 キロジュール、比重 0.9) の量にそれぞれ換算する。

| | 燃料の種類 | 燃料の量 | 重油の量 (単位 リットル) |
|---|---------|---------|----------------|
| 1 | 原油又は軽油 | 1 リットル | 0.95 |
| 2 | ナフサ又は灯油 | 1 リットル | 0.90 |
| 3 | 液化天然ガス | 1 キログラム | 1.3 |
| 4 | 液化石油ガス | 1 キログラム | 1.2 |

| | | | |
|---|---|------------------------------|---|
| 5 | 都市ガス（温度摂氏零度、圧力1気圧の状態に換算して1立方メートル当たり45,000キロジュールの熱量を有するもの） | 温度摂氏零度、圧力1気圧の状態に換算した1立方メートル | 1.14 |
| 6 | その他の燃料 | 1リットル（固体燃料又は気体燃料にあつては1キログラム） | 当該燃料の量1リットル（固体燃料又は気体燃料にあつては、1キログラム）当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油（発熱量1リットル当たり39,600キロジュール）の量 |

下記のばい煙発生施設の種類の欄に掲げるばい煙発生施設において使用される燃料については、上記表により換算した量に当該ばい煙発生施設の種類ごとに係数を乗じるものとする。

【総量規制】別表第3、【指導要領】別表第2 附表3】

| | ばい煙発生施設の種類 | 係数 |
|----|---|------|
| 1 | 令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの | 3.5 |
| 2 | 令別表第1の3の項に掲げる煨焼炉のうちアルミナの製造の用に供するもの | 5.0 |
| 3 | 令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの | 5.3 |
| 4 | 令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうち骨材又は石灰の製造の用に供するもの | 3.0 |
| 5 | 令別表第1の9の項に掲げる溶融炉のうちホーローフリットの製造の用（タンク窯のものに限る。） | 18.2 |
| 6 | 令別表第1の9の項に掲げる溶融炉のうちガラスの製造の用に供するものであつて前項に掲げるもの以外のもの（タンク窯のものに限る。） | 7.0 |
| 7 | 令別表第1の28の項に掲げるコークス炉のうち製鉄の用に供するもの（オート型のものに限る。） | 5.5 |
| 8 | ばい煙発生施設の種類の欄に掲げるばい煙発生施設のうち前各項に掲げるもの以外のもの | 1.0 |
| 9 | 令別表第1の29の項に掲げるガスタービン | 3.0 |
| 10 | 令別表第1の30の項に掲げるディーゼル機関 | 20.0 |
| 11 | 令別表第1の31の項に掲げるガス機関 | 3.0 |
| 12 | 令別表第1の32の項に掲げるガソリン機関 | 3.0 |

参考-2. 窒素酸化物に係るばい煙発生施設

【総量規制】大気汚染防止法施行令 別表第1、【指導要領】別表第1】

| 項 | 施設の種類 | 規模又は能力 | 重油の量へ換算を原料の量により行う施設 | 備考 |
|---|---|---|--|-------------------------------------|
| 1 | ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。） | 燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上であること。 | — | 令別表第1の1の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 2 | 水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉 | 原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20トン以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上であること。 | — | 令別表第1の2の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 3 | 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びびか焼炉（28の項に掲げるものを除く。） | 原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。 | 焙焼炉（施設の運転時に燃料を継続かつ安定して使用するものを除く。）及び焼結炉 | 令別表第1の3の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 4 | 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉（銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するものを除く。）、焼結炉（ペレット焼成炉を含み、銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するものを除く。）及びびか焼炉 | 原料の処理能力が1時間当たり1トン未満であること。 | 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号。以下「規則」という。）別表第3第1号の表4の項から6の項まで及び14の項から16の項までに掲げる施設 | 【指導要領】 |
| 5 | 金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（28の項に掲げるものを除く。） | 原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。 | 転炉及び平炉 | 令別表第1の4の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 6 | 金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに28の項及び34の項から36の項までに掲げるものを除く。） | 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1平方メートル以上若しくは羽口面の断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上若しくは変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上で | — | 令別表第1の5の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |

| | | | | |
|----|---|---|---|-------------------------------------|
| | | あること。 | | |
| 7 | 金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉、銅、鉛若しくは亜鉛の精錬、鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）、鉛の管、板若しくは線の製造又は鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉並びに鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉及び反射炉を除く。） | 火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満若しくは羽口面の断面積が0.5平方メートル未満又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり30リットル以上50リットル未満若しくは変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。 | — | 規則別表第3第1号の表17の項に掲げる施設 【指導要領】 |
| 8 | 金属の製錬又は合金の製造に供する溶解炉 | 火格子面積が0.5平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり30リットル以上若しくは変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること。 | — | 規則別表第3第1号の表18の項に掲げる施設 【指導要領】 |
| 9 | 金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉 | 火格子面積が1平方メートル以上若しくは羽口面の断面積が0.5平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上若しくは変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。 | — | 令別表第1の6の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 10 | 金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉 | 火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり30リットル以上50リットル未満若しくは変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。 | — | 規則別表第3第1号の表19の項に掲げる施設 【指導要領】 |
| 11 | 金属若しくは金属製品の溶融めっきの用に供する加熱炉 | 火格子面積が0.5平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり30リットル以上若しくは変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること。 | — | 規則別表第3第1号の表20の項に掲げる施設 【指導要領】 |
| 12 | 石油製品、石油化学製品又はコーラル製品等の製造の用に供する加熱炉 | 火格子面積が1平方メートル以上若しくは羽口面の断面積が0.5平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上若しくは変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。 | — | 令別表第1の7の項に掲げる施設 【指導要領】 |

| | | | | |
|----|---|--|-------|---|
| 13 | 石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔 | 触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200キログラム以上であること。 | 触媒再生塔 | 令別表第1の8の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 14 | 石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉 | バーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり6リットル以上であること。 | — | 令別表第1の8の2の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 15 | 窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉 | 火格子面積が1平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上若しくは変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。 | — | 令別表第1の9の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 16 | 窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉 | 火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり30リットル以上50リットル未満若しくは変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。 | — | 規則別表第3第1号の表11の項及び12の項に掲げる施設 【指導要領】 |
| 17 | 窯業製品の製造の用に供する加熱炉 | 火格子面積が0.5平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり30リットル以上若しくは変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること。 | — | 規則別表第3第1号の表13の項に掲げる施設 【指導要領】 |
| 18 | 無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（36の項に掲げるものを除く。） | 火格子面積が1平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上若しくは変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。 | — | 令別表第1の10の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 19 | 無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含み、鉛系顔料の製造の用に供するものを除く。）及び直火炉 | 火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり30リットル以上50リットル未満若しくは変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。 | — | 規則別表第3第1号の表1の項、2の項、7の項及び8の項に掲げる施設 【指導要領】 |
| 20 | 無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する加熱炉 | 火格子面積が0.5平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油 | — | 規則別表第3第1号の表3の項及び9の項に掲げ |

| | | | | |
|----|--|--|---|---------------------------------------|
| | | の量に換算した数量が1時間当たり30リットル以上若しくは変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること。 | | る施設 【指導要領】 |
| 21 | 乾燥炉(28の項及び33の項に掲げるものを除く。) | 火格子面積が1平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上若しくは変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。 | — | 令別表第1の11の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 22 | 乾燥炉(銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するものを除く。) | 火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり30リットル以上50リットル未満若しくは変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。 | — | 規則別表第3第1号の表23の項に掲げる施設 【指導要領】 |
| 23 | 製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉 | 変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上であること。 | 電気炉 | 令別表第1の12の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 24 | 製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉 | 変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア未満であること。 | | 規則別表第3第1号の表10の項及び21の項に掲げる施設 【指導要領】 |
| 25 | 金属の精製若しくは製錬又は合金の製造の用に供する電気炉 | (全て) | | 規則別表第3第1号の表22の項に掲げる施設 【指導要領】 |
| 26 | 廃棄物焼却炉 | 火格子面積が2平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であること。 | 廃棄物焼却炉 | 令別表第1の13の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 27 | | 火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満又は焼却能力が1時間当たり100キログラム以上200キログラム未満であること。 | | 規則別表第3第1号の表24の項に掲げる施設 【指導要領】 |
| 28 | 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉 | 原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上、火格子面積が0.5平方メートル以上若しくは羽口面断面積が0.2平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり20リットル以上であること。 | 焙焼炉(施設の運転時に燃料を継続し、かつ、安定して使用するものを除く。)、焼結炉及 | 令別表第1の14の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |

| | | | | |
|----|---|---|--------------------|---|
| | | | び転炉 | |
| 29 | カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設 | 容量が0.1立方メートル以上であること。 | — | 令別表第1の15の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 30 | 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉 | バーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり3リットル以上であること。 | — | 令別表第1の18の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 31 | 化学製品の製造の用に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、28の項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）のうち光ニトロソ化法によるカプロラクタムの製造の用に供し、又は亜硝酸ナトリウムを用いてニトロソ化反応若しくはジアゾ化反応を行う工程に供する施設 | 原料として使用する塩素の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。塩化水素にあつては、塩素の量に換算すること。 | 塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設 | 令別表第1の19の項に掲げる施設のうち光ニトロソ化法によるカプロラクタムの製造の用に供し、又は亜硝酸ナトリウムを用いてニトロソ化反応若しくはジアゾ化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 32 | 燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉及び溶解炉 | 原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上若しくは変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。 | — | 令別表第1の21の項に掲げる施設のうち焼成炉及び溶解炉 【総量規制】 【指導要領】 |
| 33 | トリポリリン酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する乾燥炉及び焼成炉 | 原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上、火格子面積が1平方メートル以上若しくはバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上であること。 | — | 令別表第1の23の項に掲げる施設のうち乾燥炉及び焼成炉 【総量規制】 【指導要領】 |
| 34 | 鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉 | バーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり10リットル以上又は変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上であること。 | — | 令別表第1の24の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 35 | 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉 | バーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり4リットル以上又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。 | — | 令別表第1の25の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |

| | | | | |
|----|--------------------------------|--|------------|---|
| 36 | 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設 | 容量が0.1立方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり4リットル以上若しくは又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。 | — | 令別表第1の26の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 37 | 硝酸の製造の用に供する吸収施設及び濃縮施設 | 硝酸を合成し、又は濃縮する能力が1時間当たり100キログラム以上であること。 | 吸収施設及び濃縮施設 | 令別表第1の27の項に掲げる施設のうち吸収施設及び濃縮施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 38 | コークス炉 | 原料の処理能力が1日当たり20トン以上であること。 | — | 令別表第1の28の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 39 | ガスタービン（非常用施設を除く。） | 燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上であること。 | — | 令別表第1の29の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 40 | ディーゼル機関（非常用施設を除く） | | — | 令別表第1の30の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 41 | ガス機関（非常用施設を除く。） | 燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり35リットル以上であること。 | — | 令別表第1の31の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |
| 42 | ガソリン機関（非常用施設を除く。） | | — | 令別表第1の32の項に掲げる施設 【総量規制】 【指導要領】 |

備考 39の項から42の項までに掲げる施設のうち専ら非常時において使用される施設は除く。

参考-3. 施設係数

【総量規制】別表第3、【指導要領】別表第3 附表2】

| ばい煙発生施設の項番号 | 区分番号 | 施設の種類 | | C | C i | |
|----------------------|------|--|--------------------------|--------------------------------|------|------|
| 1 | 1 | ボイラー | ガスを専焼させるもの | 2.5 | 1.6 | |
| | 2 | | 固体燃料を燃焼させるもの | 6.5 | 4.6 | |
| | 3 | | 区分番号1及び2に掲げるもの以外のもの | 排煙脱硫装置を設置するもの(液体燃料を使用するものに限る。) | 5.0 | 3.2 |
| | 4 | | | 上記以外のもの | 3.1 | 2.2 |
| 1 | 5 | ガス発生炉のうち水素の製造に供するもの(天井バーナー燃焼方式のものに限る。) | | 4.5 | 3.2 | |
| | 6 | 区分番号5に掲げるもの以外のガス発生炉及び加熱炉 | | 3.0 | 2.1 | |
| 3 4 | 7 | 焙焼炉 | 重油煤を原料とするもの | 9.5 | 6.7 | |
| | 8 | | 上記以外のもの | 2.9 | 2.0 | |
| | 9 | 焼結炉 | | 11.0 | 7.7 | |
| | 10 | か焼炉 | アルミナの製造の用に供するもの | 6.5 | 4.6 | |
| | 11 | | 区分番号10に掲げるもの以外のもの | 2.0 | 1.4 | |
| 5 | 12 | 溶鋇炉 | | 2.0 | 1.4 | |
| | 13 | 転炉及び平炉 | | 3.0 | 2.3 | |
| 6 7 8 | 14 | 溶解炉 | 合金鑄鉄の製造の用に供する反射炉 | 5.5 | 3.9 | |
| | 15 | | 上記以外のもの | 3.0 | 2.1 | |
| 9 10 11 | 16 | 金属加熱炉 | | 3.8 | 2.7 | |
| 12 | 17 | 加熱炉 | | 3.0 | 2.1 | |
| 13 | 18 | 触媒再生塔 | | 2.5 | 2.0 | |
| 14 | 19 | 燃焼炉 | | 1.2 | 0.8 | |
| 15 16 17 15 | 20 | 焼成炉 | 石灰焼成炉 | ガスを燃焼させるロータリーキルン | 14.0 | 9.8 |
| | 21 | | 上記以外のもの | | | |
| | 22 | | セメントの製造の用に供するもの | | 9.0 | 6.3 |
| | 23 | | 骨材焼成炉 | | 10.0 | 7.0 |
| 16 17 | 24 | 耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの | | 11.0 | 7.7 | |
| 16 17 | 25 | 溶融炉 | 板ガラス又はガラス繊維製品の製造の用に供するもの | 排煙脱硫装置を設置するもの(液体燃料を使用するものに限る。) | 24.0 | 16.8 |
| | 26 | | | 上記以外のもの | 20.5 | 14.4 |
| | 20 | | 区分番号25及び26に掲げるもの以外のもの | ホーローフリットの製造の用に供するもの | 70.0 | 49.0 |
| | 21 | | | 上記以外のもの | 22.4 | 15.7 |

| | | | | | | |
|----------------|----|--|---------------------------|--|------|------|
| | 22 | 区分番号 20 から 28 までに掲げるもの以外の焼成炉、溶融炉及び加熱炉 | | | 4.0 | 2.8 |
| 18 19 20 | 30 | 反応炉、直火炉及び加熱炉 | | | 3.0 | 2.1 |
| 21 22 | 31 | 乾燥炉 | | | 3.7 | 2.6 |
| 23 24 25 | 32 | 電気炉 | | | 19.0 | 13.3 |
| 26 27 | 33 | 廃棄物焼却炉 | | 一般廃棄物又は下水汚泥を焼却するもの（昭和 57 年 11 月 1 日以後に設置されるものに限る。） | 7.0 | 7.0 |
| | 34 | | | 上記以外のもの | 8.5 | 7.0 |
| 28 | 35 | 焙焼炉 | | | 2.0 | 1.4 |
| | 36 | 焼結炉 | | | 8.5 | 6.0 |
| | 37 | 溶鋳炉 | | | 1.0 | 0.7 |
| | 38 | 転炉 | | | 3.0 | 2.3 |
| | 39 | 溶解炉 | | | 3.0 | 2.1 |
| | 40 | 乾燥炉 | | | 3.0 | 2.1 |
| 29 | 41 | 乾燥施設 | | | 3.0 | 2.1 |
| 30 | 42 | 反応炉 | | | 3.0 | 2.5 |
| 31 | 43 | 光ニトロソ化法によるカプロラクタム製造用等の塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設 | | | 5.0 | 3.5 |
| 32 | 44 | 焼成炉 | | | 4.0 | 2.8 |
| | 45 | 溶解炉 | | | 3.0 | 2.1 |
| 33 | 46 | 乾燥炉 | | | 3.0 | 2.1 |
| | 47 | 焼成炉 | | | 4.0 | 2.8 |
| 34 | 48 | 溶解炉 | | | 3.0 | 2.1 |
| 35 | 49 | 溶解炉 | | | 3.0 | 2.1 |
| 36 | 50 | 溶解炉 | | | 3.0 | 2.1 |
| | 51 | 反射炉 | | | 3.0 | 2.1 |
| | 52 | 反応炉 | | | 3.0 | 2.5 |
| | 53 | 乾燥施設 | | | 3.0 | 2.1 |
| 37 | 54 | 吸収施設及び濃縮施設 | | | 2.0 | 1.6 |
| 38 | 55 | コークス炉 | 製鉄の用に供するオットー型のもの | 昭和57年11月1日以後に設置されたもの | 7.0 | 7.0 |
| | 56 | | 上記以外のもの | 11.7 | 7.0 | |
| | 57 | | 区分番号 55 及び 56 に掲げるもの以外のもの | | 4.0 | 2.8 |
| 39 | 58 | ガスタービン | | | 7.0 | 5.0 |

| | | | | | |
|----|----|---------|--|------|------|
| 40 | 59 | ディーゼル機関 | | 49.0 | 40.0 |
| 41 | 60 | ガス機関 | | 7.0 | 5.0 |
| 42 | 61 | ガソリン機関 | | 7.0 | 5.0 |